**田村市農業委員会　「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」**

**平成３０年３月１日策定**

**令和３年３月１日改正**

**令和５年５月１９日改正**

**田村市農業委員会**

**第１　基本的な考え方**

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号。以下「法」という。）の改正法が平成２８年４月１日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

田村市においては、農業者の減少や高齢化の進行などにより、遊休農地の増加が益々顕著になっており、地域に応じた取り組みの推進や対策の強化が求められている。

特に中山間地域では形状の悪い圃場や山沿いの畑地等、管理する事が難しい農地が多く、また鳥獣被害による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和４年法律第５６号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「改正基盤法」という。）第１９条第１項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、田村市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第２５８４号農林水産省経営局長通知、令和４年２月２５日付け３経営第２８１６号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

**第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法**

1. **遊休農地の発生防止・解消について**

**（１）　遊休農地の解消目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（A） | 遊休農地面積（B） | 遊休農地の割合（B/A） |
| 現　　　状（令和４年４月） | ７，９０４ha | ７３５．１ha | ９．３０％ |
| ３年後の目標（令和７年４月） | ７，８５０ha | ７２０．０ha | ９．１７％ |
| 目　　　標（令和１１年４月） | ７，７００ha | ７００．０ha | ９．０９％ |

 ※遊休農地の新規発生分を含め、年間５ｈaの解消を目標とし、令和１１年までに３５ｈaを

解消することを目指す。

**（２）　遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法**

　　　　　①農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施について

　　　　　　　〇農業委員、推進委員及び事務局による農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３０条

第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第３２条第

１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協

議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用

について」（平成２１年１２月１１付け２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号農林水

産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

　なお、従来から農地パトロール中で行っていた、違反転用の防止、早期発見等、

農地の利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわ

らず、日常的に実施する。

　　　　　　　〇利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第３４条に基づく農地の利用関係の調整を

　　　　　　　　行う。

　　　　　　　〇利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」

　　　　　　　　に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

　　　　　②農地中間管理機構との連携について

　　　　　　　〇利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付

　　　　　　　　　手続きを行う。

　　　　　③非農地判断について

　　　　　　　〇利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応

じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

**（３）　遊休農地の発生防止・解消の評価方法**

　　　　　　　遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

　　　　　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

　　　　　　　「農業委員会の農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりと

　　　　　　　する。

**２．担い手への農地利用の集積・集約化について**

**（１）　担い手への農地利用集積目標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（A） | 集積面積（B） | 集積率（B/A） |
| 現　　　状（令和４年４月） | ７，９０４ha | ８５２ha | １０．７７％ |
| ３年後の目標（令和７年４月） | ７，８５０ha | ９５０ha | １２．１０％ |
| 目　　　標（令和１１年４月） | ７，７００ha | １０５０ha | １３．６３％ |

**（２）　担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法**

　　　　　①農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、１０年後の農業の在り方

　　　　　　と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

　　　　　②農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の所有者と担い手の仲介役となり、農地

農地中間管理機構を始めとした農地集積事業の普及・促進に努める。

　　　　　③地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用

　　　　　　調整や利用権の設定及び再設定を推進する。

　　　　　④農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

**（３）　担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法**

　　　　　　　担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとお

りとする。

**３．新規参入の促進について**

**（１）　新規参入の促進目標**

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　新規参入者数　　　　　　　　　　　　　　　　　（新規参入者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経営面積） |
| 現　　　状　　　　　　　　　　　１人（令和５年４月）　　　　　　（０．６９ha） |
| ３年後の目標　　　　　　　　　　４人（令和８年４月）　　　　　　　（２．０ha） |
| 目　　　標　　　　　　　　　　　７人（令和１１年４月）　　　　　　（４．０ha） |

　【目標設定の考え方】

　　　　年間目標を１人とし、令和１１年までに７人の新規参入者を目標とする。

**（２）　新規参入の促進に向けた具体的な推進方法**

　　　　①県・市・JA・農地中間管理機構等との連携し、管内農地の借入れ意向のある認定農業

者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

　　　　②市、JA等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規

就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

　　　　③担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手確保の有効な手段であることから、

　　　　　農地中間管理機構も活用して、積極的に企業参入の推進を図る。

　　　　④農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとと

　　　　　もに、後見人等の役割を担う。

　**（３）　新規参入の促進の評価方法**

　　　　新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

　　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

　　　　「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとお

　　　　りとする。

**第３　「地域計画」の目標を達成するための役割**

　　　　田村市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用して

　　　　いくため、田村市農業委員会は次の役割を担っていく。

　　　　・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認

　　　　・農家への声掛け等による意向把握

　　　　・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

　　　　・農地中間管理事業の活用の働きかけ

　　　　・「地域計画」の定期的な見直しへの協力